

民生常任委員会記録

日時 令和8年2月25日(水)

場所 第二委員会室

午前 10時00分 開会

○後藤 啓委員長 おはようございます。ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

本日は全員出席であります。直ちに本日の会議を開きます。

本委員会に付託されております案件は、お手元に配付の次第のとおり、議案3件であります。それでは、順次審査を行います。

議第12号 酒田市過疎地域持続的発展計画の策定について

○後藤 啓委員長 初めに、議第12号酒田市過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長 それでは、議第12号酒田市過疎地域持続的発展計画の策定について説明をさせていただきます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、令和8年度から令和12年度までの5年間の計画期間とした、酒田市過疎地域持続的発展計画を策定するものでございます。計画の内容でございますが、構成内容として、第1、基本的な事項の中では、

- 1、市の概況。
- 2、人口及び産業の推移と動向。
- 3、人口の将来推計。
- 4、市行財政の状況。
- 5、地域の持続的発展の基本方針。
- 6、地域の持続的発展のための基本目標。
- 7、計画の達成状況の評価に関する事項。
- 8、計画期間。
- 9、公共施設等総合管理計画との整合。以上9項目。

続きまして、第2、分野別事項といたしまして、

- 1、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成。
- 2、産業の振興。
- 3、地域における情報化。
- 4、交通施設の整備、交通手段の確保。
- 5、生活環境の整備。
- 6、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進。
- 7、医療の確保。
- 8、教育の振興。
- 9、集落の整備。

- 10、地域文化の振興等。
- 11、再生可能エネルギーの利用の促進。
- 12、その他地域の持続的発展に関し必要な事項。
- 13、過疎地域持続的発展特別事業に関する事項。

以上、13項目で構成されております。計画本文の内容といたしましては、基本的に、令和3年4月1日から令和8年3月31日までを計画期間とする現行計画を引き継ぐものとしておりますが、完了した事業の削除や、新規事業の追加等の計画事業の見直しを行っております。

以上、よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○後藤 啓委員長 これより質疑を行います。ございませんか。

(なし)

○後藤 啓委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(なし)

○後藤 啓委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第12号酒田市地域過疎地域持続的発展計画の策定についてを採決いたします。お諮りいたします。

議第12号は原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、議第12号は原案のとおり決しました。

議第13号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

○後藤 啓委員長 次に、議第13号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長 議第13号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について説明をいたします。

今回の変更は、新たな施設整備を行うにあたっての事業名を追加するものであります。

具体的には、日向辺地の計画の中で、変更前が、鳥海山荘空調更新・ポンプユニット修繕事業、こちらの事業名が、鳥海山荘空調更新・ポンプユニット修繕・非常用照明改修事業という事業名になります。

事業費等の内容につきましては、総事業費が現計画の範囲内で収まるため、増額変更は不要となっております。

以上、よろしくご審査くださるようお願いいたします。

○後藤 啓委員長 これより質疑を行います。

(なし)

○後藤 啓委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(なし)

○後藤 啓委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第13号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決いたします。
お諮りいたします。

議第13号は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(異議なし)

○後藤 啓委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第13号は原案のとおり決しました。

議第14号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

○後藤 啓委員長 次に、議第14号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長 議第14号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について説明をいたします。

飛島辺地におきましては、現行の総合整備計画、令和3年から7年度までの継続事業に取り組むため、日向辺地におきましては、新基準事業に取り組むため、新たに総合整備計画、令和8年から12年度を策定するものでございます。

最初に飛島辺地の方になりますが、飛島情報通信設備の概要といたしましては、東北電力の電線地中化に伴い、中村地内の本市所有光ケーブルを地中へ移設するものでございます。

事業費は、1,980万円。財源内訳は、特定財源、一般財源とも990万円。一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額は990万円というふうになってございます。

続いて、飛島簡易水道施設。こちらの事業主体名といたしましては、庄内広域水道企業団になります。

事業費は23億3,869万1,000円。財源内訳として、特定財源が11億9,854万円。一般財源は11億4,015万1,000円。一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額は、11億3,950万円になります。

続きまして、日向辺地の概要でございます。

内容といたしましては、鳥海山荘の老朽化している浄化槽と高圧受電設備の更新工事を行うものでございます。

事業費といたしまして4,500万円。財源内訳として全額4500万円が一般財源、同額が辺地対策事業債の予定額となります。

以上、よろしくご審査くださるようお願いいたします。

○後藤 啓委員長 これより質疑を行います。

(なし)

○後藤 啓委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(なし)

○後藤 啓委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第14号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

議第14号は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(異議なし)

○後藤 啓委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第14号は原案のとおり決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案3件の審査は終了いたしました。

なお、報告書の作成については、正副委員長にご一任願いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○後藤 啓委員長 ご異議なしと認めます。

よって報告書の作成は正副委員長にご一任願います。

以上をもちまして、民生常任委員会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

午前 10 時 10 分 閉 会